

母子及び父子家庭等医療費助成制度

「母子家庭のお子さんとお母さん」、「父子家庭のお子さんとお父さん」又は「両親のいないお子さん」が、健康保険証を使って医療機関等を受診された場合に窓口でお支払いされた医療費(保険診療の自己負担分)の一部を申請に基づき助成する制度です。

★ 対象となる方

那覇市に住所があり、健康保険に加入していて、以下の要件に該当する者。

- ① 母子家庭の母又は父子家庭の父
- ② 母子家庭の母又は父子家庭の父が監護するその児童
- ③ 養育者が養育する父母のいない児童
- ④ 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある、児童とその児童を監護する母又は父(申請者)

※ 児童とは、18歳に達した日以後最初の3月末日までの間にある者です。

※ 0歳～6歳児(就学前児童)の外来と中学校3年生までの入院の医療費については子ども医療費助成制度の対象です。
診療を受けた翌月1日から2年以内に子ども医療費助成金の支給申請を行ってください。(平成30年9月以前の受診は1年以内です。)

	未就学児	小中学生	高校生以上
外来	子ども医療(ピンク色)	母子父子医療費	母子父子医療費
入院	子ども医療(ピンク色)	子ども医療(オレンジ色)	母子父子医療費

★ 対象とならない場合

「対象となる方」に該当する場合であっても、以下のいずれかに該当するときは対象になりません。

- 生活保護法、重度心身障害者医療費助成制度、その他の法律や地方公共団体により医療費の給付が受けられるとき。
- 児童が、児童福祉施設へ入所していたり、里親に委託されたりしているとき。または児童福祉法による一時保護児童であるとき。

★ 助成の制限

助成対象者となった場合でも児童扶養手当施行令に定める所得制限の限度額を超える場合は資格停止となり、その間の診療は助成対象外となります。

(別表) 【所得制限限度額表】

扶養親族の数	父・母・養育者の所得	配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得
0人	1,920,000円 未満	2,360,000円 未満
1人	2,300,000円 未満	2,740,000円 未満
2人	2,680,000円 未満	3,120,000円 未満
3人	3,060,000円 未満	3,500,000円 未満
4人	3,440,000円 未満	3,880,000円 未満
5人	3,820,000円 未満	4,260,000円 未満
以降 1人増すごとに	上記金額に 380,000円加算	上記金額に 380,000円加算

★ 受給者証の有効期間

交付申請の日から、最初に到来する10月31日まで

★ 現況届について

毎年9月1日～同月30日までの間に現況届を提出し受給者証の更新をしてください。ただし、児童扶養手当受給者について児童扶養手当法施行規則に規定する届を提出する場合は、本制度の現況届を省略することができます。

★ 助成の範囲

保険診療の自己負担分から**一部負担金を差し引いた額が対象**となります。また、医療費が高額になり、加入の健康保険から高額療養費、附加給付金等が支給される場合は、その額を控除した額を助成します。

★ 一部負担金

外来:1人同月1医療機関1,000円

入院:一部負担金なし(ただし、食事療養費は除く)

★ 助成できないもの

学校でのケガ等による医療費、または第三者からの賠償等、他から支払いを受けることができるときには助成できません。

★ 助成金の支給申請期限

診療を受けた翌月 1 日から 2 年以内

〈例〉平成 29 年 4 月 20 日受診の場合は、翌月 1 日～平成 31 年 4 月末日

★ 支給申請の方法 2 つあります

1. 医療機関窓口にて助成金支給申請をする場合（自動償還方式）

【平成 30 年 4 月診療より利用可能です】

医療機関窓口にて『自動償還用受給者証（若草色）』と『保険証』を提示してください。

助成金の口座振込みは、**診療月の翌々月 25 日に届出口座に振込みます。**
(25 日が土日祝日にあたる場合は、翌平日に振込みです。また、**医療機関等への照会や、資格状況に変更があった場合は振込月が遅れる場合がございます。**)

振込通知は致しませんので、通帳記帳の上確認してください。

お手元の領収書は、通帳記帳後に助成金振込の確認ができるように大切に保管してください。

- * 自動償還用受給者証及び保険証の提示により助成金支給申請の意思表示となります。月初めのみではなく、**受診の都度**、医療機関窓口にて提示してください。
- * 自動償還方式は、**県内の協力医療機関**で利用できます。協力医療機関外の医療機関や県外の医療機関で受診した医療費については、子育て応援課窓口での助成金支給申請となります。
- * 医療費が高額となった場合は、子育て応援課窓口にて手続きが必要となる場合がございますのでご了承ください。

2. 子育て応援課窓口にて領収書等を添えて助成金支給申請をする場合

診療月の翌月 1 日以降、支給申請書に、『受給者証』、『保険証』、『医療費領収書』を添えて申請してください。

助成金の口座振込みは、**申請月の翌月 25 日に届出口座に振込みます。**
(25 日が土日祝日にあたる場合は、翌平日に振込みです)

振込通知は致しませんので、通帳記帳の上確認して下さい。

- * 領収書は、**受診者名・診療年月日・保険点数・領収額・発行者名・領収印のものがいないか確認してください。**
- * **提出した領収書はお返ししません。必要な方は事前にコピーしてください。**
- * 提出した領収書の審査の際、領収書等の内容について確認が必要になった時は、医療機関や加入の健康保険に問い合わせることがあります。

※注意事項 ※必ずご確認ください。

- 受給資格に変更があった場合は、その都度、必ず届け出てください。
 - * 健康保険の変更…健康保険証、受給者証、印鑑
 - * 振込口座の変更…通帳、受給者証、印鑑**※その他、資格状況に変動があった場合は届出が必要になります。**
- 受給者証が手元にない期間（新規認定審査中・現況審査中など）の受診分は、自動償還方式を利用する事ができません。子育て応援課窓口にて助成金支給申請をお願いします。
受給者証の資格取得日以降に受診した医療費が助成対象になります。
(ただし、資格停止期間は除く)
資格の認定後、申請期限内に支給申請を行ってください。

申請窓口は・・・那覇市役所 子育て応援課 医療費支援グループ(3階 47番窓口)

住所 〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

電話 098-861-6951 内線 2560